

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和8年6月4日

報道関係者 様

## 守口市報道提供資料

### 特別児童扶養手当有期更新の手続きに係る文書の誤送付について

#### 1. 概要と事実経過

令和8年6月2日（火）、市民（以下「A氏」という。）から電話があり、保護者氏名は同姓同名だが異なる児童名等が記載されている特別児童扶養手当有期更新の書類が届いたとご連絡がありました。

子育て支援政策課の窓口業務委託事業者であるパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社（以下「委託事業者」という。）に確認したところ、5月29日（金）に、本来送付すべき市民（以下「B氏」という。）ではなく、同姓同名のA氏に誤って文書を送付していたことが判明しました。

#### 2. 個人情報の内容

B氏の住所、B氏の氏名、対象児童の氏名（2名）、受給者記号番号、特別児童扶養手当認定診断書の種類

#### 3. 判明後の対応

個人情報の漏えいが判明した6月2日（火）にA氏の自宅を訪問し、誤送付した特別児童扶養手当有期更新の書類を回収するとともに、事情を説明した上で謝罪をしたところ、ご了承をいただきました。同日、B氏の自宅を訪問し、漏えいした個人情報の内容を含め、事情を説明した上で謝罪したところ、ご了承をいただきました。

#### 4. 発生原因

委託事業者において、文書を送付する際には、誤送付がないよう宛名と封入書類の内容を照合するダブルチェックをルール化していました。しかし、今回は特別児童扶養手当システムから、発送する宛名を抽出し作成する段階で、本来B氏を選択しなければならないところ、同姓同名のA氏を誤って選択してしまい、その後、作成された誤った宛名に基づいて書類を準備しました。このことから、発送前にダブルチェックではその誤りに気付くことができず、結果として誤送付が発生しました。根本的な原因は、宛名作成段階における本人確認の仕組みの不備と、その後のチェック体制が機能していなかったことにあります。

#### 5. 再発防止について

従前から委託事業者に対し、宛名等の複数の項目でダブルチェックを指導していましたが、今回はそれ以前の宛名を抽出する事務作業の段階で誤りが発生しました。このことから、市として当該事業者に対し、宛名の作成時に送付先に誤りがないよう、氏名・住所・生年月日・受給者記号番号等の複数項目を確認するプロセスを義務化するなど、チェック体制・管理体制の強化を指導し、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ：守口市役所こども部子育て支援政策課  
電話 06-6992-1665（直通）